

川崎市病院局規程第21号

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市病院事業管理者 金 井 歳 雄

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部
を改正する規程

川崎市病院局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和２年
川崎市病院局規程第４号）の一部を次のように改正する。

第１１条第３項中「、９、１４及び１６」を削る。

別表第３の３の項中「又は疾病」を「若しくは疾病又は通勤による負傷若し
くは疾病」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

１ 「１の年」とは、休暇年度をいうものとする。

２ 「通勤」とは、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７
条第２項及び第３項又は地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１
号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいうものとする。

別表第５の３の項中「災害時」を「災害又は交通機関の事故等」に改める。

附 則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。